

資料4

桜皮巻き小形壺形土器（さくらかわまきこがたつぼがたどき）

<概要>

愛知県指定文化財「へら描き人面土器及び桜皮巻き土器 安城市亀塚遺跡出土」（昭和56年11月20日指定）のうち「へら描き人面土器」が、平成28年8月17日に「人面文壺形土器 附 線刻土器片」として、国の重要文化財に指定された。これに伴い、「桜皮巻き土器」を「桜皮巻き小形壺形土器」と名称を変更した。

この土器は、弥生時代後期の小形の壺形土器で、器高 11.9cm、口径 11.4cm（推定）、胴部最大径 13.8cm（被覆状態）、底径 4.8 cm である。土器の頸部から胴部・底部にかけての部分に幅 4～6 mmの紐状樹皮を網状に巻きつけて器体を覆っており、きわめて良好な保存状態で出土した珍しい土器である。

以上のことから、土器の形状がわかるように名称を変更したものである。



桜皮巻き小形壺形土器（正面から）（安城市教育委員会提供）



桜皮巻き小形壺形土器（上から）（安城市教育委員会提供）